

2段階履修項目(13)例題とポイント

<乗車と積載・けん引>

<練習問題>

- ① 普通自動車の乗車定員は、自動車検査証に記載されているとおりである。
(ヒント 下記3-表を参照) 教本 P185
- ② 貨物自動車の最大積載量は自動車検査証に記載されている量の1割増しである。
(ヒント 下記3-表を参照) 教本 P185
- ③ 積載物が規定の制限を超える場合、警察署長の許可を受ければよい。
(ヒント 下記3-②参照) 教本 P186
- ④ 自動二輪車や原動機付自転車に荷物を積む場合は、荷台の左右15cm長さ30cmをこえて積んではいけない。
(ヒント 下記3-表を参照) 教本 P185
- ⑤故障車をロープなどでけん引するときは、6メートル以上の安全な間隔をとらなければならない。
(ヒント 下記4-①参照) 教本 P190
- ⑥ 普通自動車に荷物を積む場合、車体の幅以下でなければならない。(ヒント 下記3-表参照) 教本 P185

1. 乗車または積載の方法 教本 P184

<原則> 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。

重要

<例外> 貨物自動車に荷物を積んだときは、その荷物の見張りのため、必要最小限度の人(1~2名)を貨物自動車の荷台に乗せることができます。

積み降ろしではない！ 荷物を降ろしたら人を乗せたらダメ！

2. 乗車または積載の方法の特例 教本 P184

出発地の警察署長の許可を受けたときは、荷台や座席でないところに荷物を積むことができます。又、貨物自動車の荷台に人を乗せることができます。

ここが試験に出てる
しっかり憶えて！

3. 乗車または積載の制限 教本 P185

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさと積載の方法
大型自動車 中型自動車 大型特殊自動車 普通自動車	自動車検査証・軽自動車届済証に記載されている乗車定員。 (運転者を含みます。) 重要	自動車検査証・軽自動車届済証に記載されている最大積載量 重要	長さ・・・自動車の長さ×1.1以下 幅・・・自動車の幅以下 重要 高さ・・・地上から3.8m以下 (三輪の自動車・660ccの軽自動車の高さは2.5m以下)
大型・普通自動二輪車	1人 運転者用以外の座席があるものは2人	60Kg	長さ・・・積載装置の長さ+0.3m以下 重要 (30cm以下) 幅・・・積載装置の幅+左右0.15m以下 (15cm以下) 重要
原動機付自転車	1人	30kg	高さ・・・地上から2m以下

重要

乗車定員、最大積載量は自動車検査証の記載の量をこえて積んではダメ！！



重要

- ① 乗車定員(運転者を含む)は、12歳以上の人の数で表されます。この場合、12歳未満の子ども 3人 を大人 2人 として計算します。

ワンポイント (乗車定員-乗車した大人の数) × 1.5 = 乗車できる子供の数

- ② 積載物の重量や大きさが制限を越える場合

重要

出発地の警察署長の許可を受ければ、その荷物を積んで運転できます。荷物の長さ又は幅が制限を越えるときは、その荷物の見やすい箇所に昼間は0.3メートル平方以上の赤い布を、夜間は赤色の灯火または反射機をつけること。

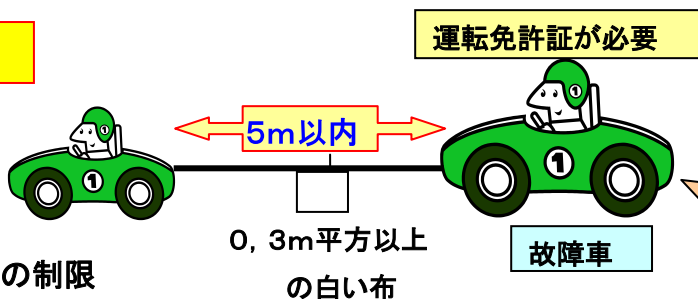
- ③ 初心運転者の二人乗り禁止

大型二輪免許又は普通二輪免許を受けて1年を経過していない人が、大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転するときは二人乗りをしてはいけません。側車付のものを除く。

4. 故障車の車輪を上げないでけん引する方法

- ① けん引する車と故障車との間に安全な間隔(5メートル以内)を保ちながら、丈夫なロープなどで確実につなぎ、ロープに白い布(0.3メートル平方以上)をつければなりません。
- ② 故障車には、その車を運転することができる免許を持っている人を乗せて、ハンドルなどを操作させなければなりません。

重要



重要

故障車をロープやクレーンでけん引するときは、けん引免許はいりません！！
(故障車の重量は関係なし
どんなに大きな車でも)

5. けん引の制限

- ① 台数の制限

大型自動車・中型自動車・普通自動車・大型特殊自動車でけん引する場合…2台

大型自動二輪・普通自動二輪・小型特殊自動車でけん引する場合…1台

- ② 長さの制限

けん引する車の前端からけん引される車の後端までの長さ…25m以内

